

第 29 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 6 年 10 月 25 日（金）

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後 2 時 30 分

閉会時刻 午後 3 時 05 分

第 29 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 会長提出議案上程

議案第 154 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 155 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 156 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 157 号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第 158 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第 145 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 146 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 147 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 148 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第 7 協議事項

第 8 農政問題に対する質疑・応答

第 9 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
3 番	池 田 庄 司 君		4 番	岡 田 武 君
5 番	川 鍋 優 君		6 番	柴 崎 行 雄 君
7 番	高 橋 眞 一 君		8 番	大 澤 一 樹 君
9 番	渡 邊 敏 男 君		10 番	小 沼 健 司 君
11 番	高 橋 七 海 君		12 番	坂 卷 昭 一 郎 君
13 番	宮 城 与 四 郎 君		14 番	野 口 和 幸 君
15 番	籠 宮 信 寿 君		16 番	坂 卷 泰 子 君
17 番	早 野 公 夫 君		18 番	奈 良 晴 夫 君

欠席委員 1名

2 番 岸 田 一 男 君

推進委員

久喜 1 平 林 勝 博 君

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	松 田 知 也	主 任	松 崎 宜 幸

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第29回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、2番、岸田委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をいただきます。

よろしくお願いたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名人の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。10番、小沼委員、11番、高橋七海委員、よろしくお願いたします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、経過報告ですが、今月は新たな経過報告はございません。農業委員の皆さんから皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第154号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第4、議案第154号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第154号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の4ページ、申請書番号241305、譲受人は除堀在住の方、譲渡人は除堀在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の田4筆、合計1,565平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を199アール耕作しており、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書4ページ、5ページ、申請書番号244303、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は上川崎在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部ほか地内の畑4筆、田8筆、合計5,123平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規営農でございます。取得後につきましては、水稻、野菜などを作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について、全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いたします。

○14番（野口和幸君） 14番、野口です。10月21日に杉田委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号241305、資料はナンバー1になります。申請地は、県道春日部・菖蒲線より約50メートルほど南に入った箇所、付近には不動寺というお寺がありますが、その南側になっております。農地の状況につきましては、田ん

ばで、水稻を耕作した跡が残っていました。申請者世帯の耕作状況ですけれども、農機具の所有状況から適正に耕作されられると思われまます。

以上でございます。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。10月21日に現地に確認をしてまいりましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号244303、4ページと5ページ、久喜地区と鷲宮地区に4か所に分かれておりまして、お手元の資料の2-1から2-4まででございます。こちらにつきましては、過日9月12日、申請者に長谷川会長、私、事務局が面談をしたところでございます。2-1でございますけれども、市立清久小学校から南へ約500メートルほどの工場と、あるいは住宅が点在するところに位置しておりまして、農地の状況は木あるいは草が生い茂っている状況で、しばらくちょっと作付がされていないのかなというふうな場所でございます。資料の2-2のほうをめぐっていただきますと、県立鷲宮高校から南東へこちら500メートルぐらいの集落内でございます。農地の状況は田、こちら背丈1メートルほどの草が生えておりまして、もう何年かは作っておられないのかなというふうな状況でございます。また、めぐっていただきまして、資料2-3でございます。こちらはアリオ鷲宮北へ100から500メートルほどの水田地帯に位置しておりまして、農地の状況は田で、若干低い草が生えていました。北側のほうのちょっと面積が多いほうが稲の作付がされて、稲刈りが終わったような状況が見受けられます。それから、資料2-4めぐっていただきまして、こちらは東大輪地内、J R東鷲宮駅から北西へ約1キロほどの集落内に位置しておりまして、農地の状況は田で、草がきれいに刈ってありました。

以上の案件につきまして、申請の書類及び許可要件を満たしておりますことから許可相当と判断させていただきます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの野口委員、坂巻委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第154号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案155号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第155号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第155号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページ、申請書番号241405、申請者は吉羽4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田1筆、469平米でございます。申請の内容につきましては、駐車場のための敷地拡張による雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。

申請人は、現在当該申請地を管理をしておりますが、農地としての維持管理が難しくなってきたところ、近隣にて事業を営んでいる方から借地の申出があったことから、自身が所有する駐車場敷地を拡張して当該申請地を貸駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号242401、申請者は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の田4筆、畑1筆、合計790平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございまして、敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から畳を製造する工場や倉庫の敷地として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（野口和幸君） 14番、野口です。現地調査をいたしましたので、報告をいたします。

申請書番号241405、資料は3になります。申請地は、久喜駅東口から東に約1キロの位置で、スーパーヤオコー、これは久喜吉羽店の、新しくできたところですが、その北側になります。周囲は、東側が住宅、北と西は駐車場、南側は水路と道路になっております。被害防除につきましては、既に周囲は開発済みでありまして、駐車場として敷地拡張としての利用をするため影響はないと思います。

以上でございます。

○7番（高橋眞一君） 7番、高橋眞一です。10月19日に岡田委員さんと現地調査に参りましたので報告をいたします。

申請書番号242401、当該地は久喜市しょうぶ会館より北西方向に約250メートルほどの距離に位置しております。北に畑、東に宅地と畑、南には道路を挟んで畑が位置しております。報告にもありましたように、現状は作業所、車庫、倉庫となっております。許可相当と判断をいたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの野口委員、高橋眞一委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第155号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案156号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第156号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第156号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9

ページ、申請書番号244508、譲受人は久喜市、譲渡人については上内在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田4筆、合計3,971平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります屋外運動場の敷地拡張を目的とした学校用地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、令和8年4月をめどに義務教育学校を開校することに伴い、既存校舎では教室等が足りなくなることから、現在の敷地に校舎を増築する計画です。校舎の増築に伴い、現在使用している屋外運動場が使えなくなることから、新たな屋外運動場のための土地を探していたところ、現在の隣地の所有者から了承が得られたことから、屋外運動場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。10月21日に現地の確認をしまりましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号244508、資料につきましては、資料5を御覧いただきたいと思っております。申請地につきましては、西中学校西の隣接地となっております、周囲の状況は北側がアパート、宅地、駐車場、東側がこの公共用地、中学校です。南側が畑、西側が宅地、集合住宅、アパートです。草刈り済みでありました。本件、転用許可後に校舎増築予定ということでございます。被害防除あるいは排水につきましても、相応の対策が計画がなされているということでございまして、周囲に被害を及ぼすことはないと思われまます。今回、案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断させていただいたところでございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの坂巻委員からの調査報告について質問をお受けいたします。柴崎委員さん。

○6番（柴崎行雄君） 鷺宮西中学校の現在の生徒数とここを拡張する理由をお聞きしたいと思うのですが、どのような回答になって、拡張になったのでしょうかということをお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。現在の生徒数。

○主任（松崎宜幸君） 事務局の松崎です。先ほどの質問についてお答えいたします。

まず、鷺宮西中学校の現在の生徒なのですが、169名です。鷺宮小学校と閉校中の上内小学校を一緒にして義務教育学校になる予定でございます。生徒も増える予定とのことです。本件については、令和4年の4月に久喜市立小中学校学区等審議会の答申を受け決められたものでございます。

以上でございます。

○6番（柴崎行雄君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

そのほか質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第156号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第157号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第157号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜23番から24番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告を省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第157号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の11ページ、12ページになります。今月14件の申出を受けておりまして、うち新規案件12件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、11ページ、申請書番号、久喜23番から26番まで。利用権を設定する農地は、西及び吉羽地内の畑10筆、合計7,335平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は吉羽在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、普通畑1年9か月間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲66番、利用権を設定する農地は菖蒲町三箇地内の畑2筆、合計3,054平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町三箇在住の方となっております。設定する利用権が貸借権の設定、普通畑2年2か月間、賃借料が合計4万円を予定しているものでございます。

続きまして、11ページ、12ページ、申請書番号、鷲宮9番から15番まで、譲受人が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地が上内地内の田20筆、合計1万1,944平米でございます。借手は南4丁目在住の方、貸手は上内ほか在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて35筆、2万4,213平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思っております。

初めに、菖蒲66番の借手の方につきましては、事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 菖蒲66番でございますが、菖蒲町三箇在住の方でございます。農地については97アール耕作しており、良好に耕作管理されております。イチゴの作付を予定していると推進委員のほうから伺っております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷲宮9番から15番までの借手につきましては、久喜1地区の平林推進委員よりお願いします。

○久喜 1（平林勝博君） 平林です。鷲宮 9 から15なのですが、一括して、今回利用権を設定する農地の借手の方は、南 4 丁目にお住まいの方で、現在、大体96アール程度耕作していて、水稻を主にメインにしてやっております。全て良好に管理して、今回のこのように約119アールが追加になるのですけれども、農機具その他それぞれに有しております、全く問題ないと思います。この地区ではかなり大きく、大規模にやっている農家さんで、地域の中心となる担い手と考えておまして、一生懸命頑張っております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございました。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第157号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第 1 5 8 号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第158号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第158号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の14ページ、こちら久喜の3番、設定を受ける農地が西及び吉羽地内の畑10筆、合計7,335平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人です。設定する権利が使用貸借権の設定、普通畑1年9か月間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第158号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 初めに、議案書16、17ページ、農地法第4条の届出でございます。今月8件の市街化

区域内の届出を受理しております。

続きまして、19ページから21ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月9件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、23ページ、24ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月5件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、26ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月4件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項の件について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧ください。こちらについては、認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か農業委員会の意見を求められているものでございます。

資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。北中曾根在住の方で、現在の作付面積が約420アール、今後農地を借入れするなどして500アールまで拡大する計画です。目標とする営農類型が稲作の単一経営でございます。今後借入れするなどし、耕作面積を増やし、また新しい耕作機械の導入を図り、生産性を上げていくことを目標にしております。令和7年1月9日まで市の認定農業者であります。現在久喜市だけでなく、他市においても耕作していることから県で認定することになったため、今回更新するに当たり協議の依頼があったものでございます。現在も市の認定農業者であり、地域の中で精力的に担い手として活動されていることから、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。

この人は、前農業委員の方です。

よろしいですか。

○1番（杉田孝行君） いいですか、質問。

○会長（長谷川 勲君） 杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 農業機械がトラクター1台というふうには書いてあるだけで、あとの水稻に関わる農機具等が書いていないのですけれども、どうなのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） すみません、こちらについては恐らく、これから制度を利用して購入する予定のものになるのかなと思います。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○1番（杉田孝行君） はい。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに何か質問はございませんですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された意見の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたら、お受けいたします。

杉田委員。

○1番（杉田孝行君） 先日、カメムシについてお話をしたのですが、今年、カメムシが大発生ということで、農家にとってはかなりの所得の収量減になるかと思うのです。今回、野口委員さんと農地パトロールをした際、稲作の周りに耕作放棄地がかなりあり、ここにカメムシなり、また小動物がすみついているような状況が見えますので、土地の持ち主への連絡をどのようにしているのかお伺いいたします。そんな中、せっかくの農家の方々が高い農薬やら、また無人ヘリ、ドローンで防除しても、耕作放棄地がやはりあると何の効果も、薄れてしまうということ、そんな状況であるかなというふうに思うわけです。カメムシは、特にイネ科の植物を好むということでありますので、今後稲刈り後は耕うんしてしまうわけでございますけれども、その後、あぜ（くろ）なり、そういうところにすみついてしまうと、次年度も大発生するおそれがあるので、耕作放棄地やそのあぜ（くろ）の雑草を必ず刈り取っていただくようお願いをしたい。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、よろしいですか。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 遊休農地があった場合なのですが、連絡があった際には、うちのほうで現地を確認させていただきまして、土地の所有者を農地台帳がありますので調べます。農地台帳で調べて、相続とかがあった場合にも土地の登記簿とか、あとは必要であれば他市に戸籍の照会などをして、なるべくその人に通知で草刈りのほう、困っている方がいるのでお願いしますという通知はさせていただいているところでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

遊休農地なんかにカメムシがいて影響するからきれいにしてくれというような文書を入れてもらって、耕作放棄地の人に通知をしてもらいたいと思います。

そのほかありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

午後 3時05分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年10月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 小 沼 健 司

署 名 委 員 高 橋 七 海